◎特集2「平成20年度税制改正」

大きく変わる 事業継承税制

商工会議所の要望活動が実り、税制改正実現

多くの中小事業者にとって、事業継承は大きな課題のひとつ。特に相続税などの対策には、頭を痛める経営者が多いのではないでしょうか。当所では、他団体や日本商工会議所と連携して、長年にわたり事業継承税制の見直しを求める運動を行ってきましたが、ついに本年度の税制改正で実現することとなりました。

この4項目にわたる陳情書を宇都宮市議会議長に提出、中小事業者の事業継承を、より一層円滑化することで、地域経済の発展に寄与することを求めたものでした。

陳情書を受け取った篠崎市議会議長からは「担当の常任委員会での審議を通して、国に意見書を提出したい」と前向きな回答をいただいていたことは、すでにご報告したとおりです。

こうした活動は、全国各地の商工会議所でも行われておりましたが、その成果がついに国政に反映される方向となりました。

昨年12月に決定された「平成20年度与党税制改正大綱」「平成20年度政府予算案」において、前掲の4項目をはじめ、全国517商工会議所が連携して行ってきたさまざまな要望が大きく盛り込まれました。もっとも大きな〈目玉〉は、全国の中小企業事業者にとって悲願ともいえる

悲願達成、税制改正

昨年12月号の「かわら版」コーナーで「3団体連名で市議会議長へ陳情書を提出」という記事を掲載いたしました。

当所および河内商工会、上河内商工会の3団体が、事業継承円滑化のための支援について、次の4項目の実現を要望したものです。

①相続税負担の減免を図る包括的な事業継承税制を確立すること
②取引相場のない株式については、評価方式の見直しを行うこと
③民法の遺留分制度などについて、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること
④事業継承関連予算の大幅な拡充など事業継承円滑化のための総合的な対策を講じること

「事業継承税制の抜本的な拡充」です。

そこで、大きく変わった税制をご紹介します。

相続税の納税猶予制度

前掲の要望②にもある「取引相場のない株式の評価方法見直し」は、事業継承円滑化のキーポイントです。

これについて「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設」が打ち出されました。

中小企業の非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行は10％の減額となっています。これが新制度では、80％納税猶予に大幅に拡充されることとなりました（図1）。

現在、中小事業者は「努力して企業業績を上げても、その分自社株式の評価が高くなってしまい、相続税負担が重くなる」というジレンマを抱えており、事業継承について大きなハードルとなっています。これが、新制度の創設で、ほぼ解消されることとなりました。

対象企業の要件についても、大幅に緩和されました。

●現行　発行済株式総額20億円未満の会社（相続税評価額ベース）

●新制度　中小企業基本法上の中小企業全般

つまり、業績を上げ、株式総額が20億円を越えても、中小企業であれば対象となるわけです。

図1「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要

（出典）日本商工会議所「会議所ニュース」（平成20年1月21日号）

図2　事業承継税制の抜本拡充による効果（例）

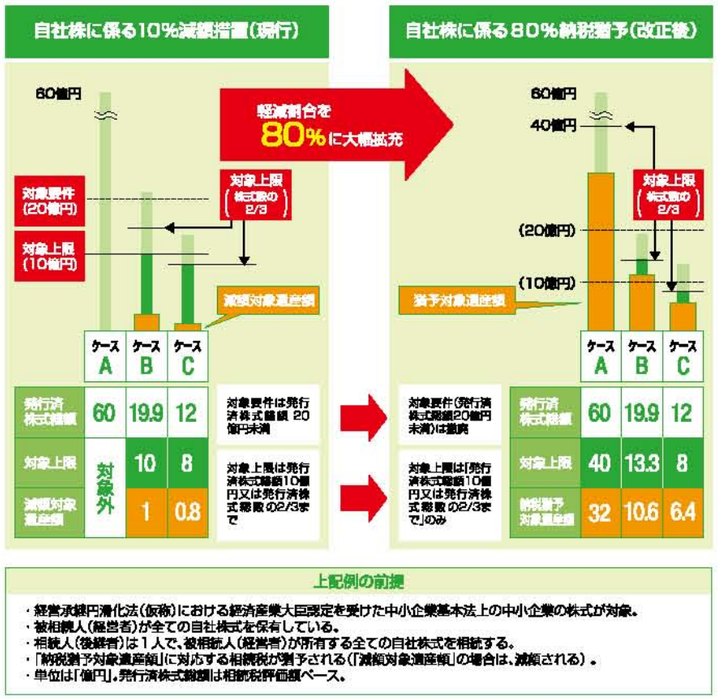

（出典）日本商工会議所「会議所ニュース」（平成20年1月21日号）

その他にも、現行の軽減対象の上限が緩和されるなどしており、事実上ほとんどの中小企業が対象となりうるようになりました。

図2は、新制度による効果の例です。発行済株式総額60億円内の中小企業であれば、相続者が1人の場合、大まかに言ってその8割が納税猶予の対象となります。

相続人、被相続人についてはさまざまな規定がありますが、一般的な事業継承であれば、まず問題にはなりません。

この制度がスタートするためには、国会で経営継承円滑化法（仮称）などが採決され、施行されなくてはならないなど、まだいくつかのハードルがありますが、順調に行けば平成20年10月以降の相続に適用されることとなります。

（左から）野村副会頭、梁会頭、篠崎市議会議長、河内商工会大田原会長、上河内商工会柴田会長